

消防水利事前協議書

【開発行為等における消防水利の指導基準】

副課長	担当長	担当	起案責任者

		No.		-	
日 時	年 月 日 : ~ :				
協議場所	☐ 課窓口	☐ 会議室	☐ その他 ()		
対 応 者	警防救急課 :				
相 談 者					
協議目的	☐ 分譲宅地	☐ 共同住宅等	☐ その他 ()		
協議概要	場 所				
	面 積	土地	m ²	建物	延べ m ²
	地 目				
	内 容	☐	豊田市開発事業に係る手続等に関する条例第6条に規定する行為であるが、消防水利の新設は必要か		
		☐	豊田市土地利用対策会議にかかる土地開発行為の事業であるが、消防水利の新設は必要か		
☐					
協議結果	水利	☐ 必要	☐ 免除	☐ 対象外	☐ その他 ()

指導チェック				
水 利 イ 適 合	☐	◇市街地	近隣商業・商業・工業・工業専用地域	半径100m
	☐	◇準市街地	その他の地域・用途地域の指定なし	半径120m
	☐	その他	市街地、準市街地以外でこれに準ずる地域	半径140m
開 発 面 積	10,000㎡未満		消防水利の基準に規定する給水能力を有する付近の消防水利に包含されている部分に限って、消防水利の設置を免除することができる。	
	☐	1,000㎡未満で 建築延べ面積5,000㎡以上	防火水槽又は消火栓	
	☐	1,000㎡未満で計画戸数25戸以上		
	☐	1,000㎡以上10,000㎡未満		
	10,000㎡以上		付近の消防水利に関係なく、当該開発面積を一定の円で全て包含するのに必要な数以上を開発区域内に設置すること。	
	☐	10,000㎡以上25,000㎡以下	防火水槽 1 基とし、包含できない部分は、新たな防火水槽又は消火栓で補完	
	☐	25,000㎡超	防火水槽は開発面積を25,000㎡で除いた数（端数は繰り上げ）とし、包含できない部分は、新たな防火水槽又は消火栓で補完	
消 防 水 利 の 規 格	防火水槽	開発行為等における消防水利の指導基準第4条のとおり		
	消火栓	開発行為等における消防水利の指導基準第8条のとおり		
	標 識	当消防本部が指定する形式及び規格		
	検 査	防火水槽	中間検査（据付）及び完了検査（水張検査）	
消火栓		完了検査		